



幼保連携型こども園とは？

教育基本法上の第6条「学校」となります。
幼稚園と保育所の役割を両方とも果たす施設で、
小学校就学前の子どもに、幼児期の教育と保育を
一体的に提供します。

保護者の働き方にかかわらず(共働きの家庭も、
専業主婦(夫)家庭も)利用できます。

こども園を利用するには、**支給認定(保育の必要性の認定)**が必要です

1号認定… 3・4・5歳児

満3歳児(3歳の誕生日を迎えた翌日から入園可能)
の保育の必要性がない子ども

→1号で入園をご希望の方は、園にお申し込みください。
入園試験を受けていただきます。

2号認定… 3・4・5歳児 の保育の必要性がある子ども

3号認定… 0・1・2歳児 の保育の必要性がある子ども

→2・3号で入園をご希望の方は、各自治体にお申し込みください。

年齢	保育の 必要性	支給認定区分		保育の必要量 (利用可能時間)
		1号認定	教育標準時間	
3・4・5歳	なし	1号認定	教育標準時間	4時間程度/日
	あり	2号認定	保育標準時間	11時間まで/日
保育短時間			8時間まで/日	
0・1・2歳	あり	3号認定	保育標準時間	11時間まで/日
			保育短時間	8時間まで/日

*保育の必要性『あり』とは…

保護者が就労、妊娠、出産、災害復旧、疾病、障害、看護、
介護、求職活動でお子さんを家庭で保育できず、
保育を必要とする方



* 保育の必要量(利用可能時間)を超えた利用について(有料)

認定	対象	有料時間
1号認定 『預かり保育』	教育標準時間 9:00~14:00(4時間)を超えて利用する場合	8:00~9:00 14:00~17:00 長期休暇中の預かりなど
2・3号認定 『延長保育』	保育標準時間 7:00~18:00(11時間)を超えて利用する場合	平日 18:00~20:00 土曜 18:00~19:00
	保育短時間 8:00~16:00(8時間)を超えて利用する場合	7:00~8:00 平日 16:00~20:00 土曜 16:00~19:00

* 教育・保育の無償化について

令和元年5月10日(金)に、幼児教育・保育を無償化するための改正子ども・子育て支援法が、国会で成立しました。これにより、令和元年10月から、

★幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての
子供たちの利用料が無料になります。ただし、実費・特定負担額は無償化の対象外です。

★0歳から2歳までの子供たちについては、住民税非課税世帯を対象として
利用料が無料になります。

* 在園中に就労状況が変わっても、通い慣れた園に通い続けることができます。

手続き方法は、お住まいの自治体へお問い合わせください。なお、2号認定のお子さんの人数が想定を上回ると、ご希望に沿えない場合もあります。必ず事前に園へご相談ください。

<2号認定⇒1号認定>

在園中に仕事を辞めるなど、家庭での保育が可能な状況になった場合は、2号認定から1号認定へ。(教育時間前後は預かり保育の利用も可能。)

<1号認定⇒2号認定>

在園中に仕事に就くなど、家庭での保育が困難な状況になった場合は、1号認定から2号認定へ。